

		経済環境常任委員会	
平成25年6月13日受理		請 第 28 号	
件 名	「多重債務者生活再生支援事業」の継続を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
池 田 和 貴 橋 口 海 平 甲 斐 正 法			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県に対し、多重債務者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸し付けを含む「多重債務者生活再生支援事業」について、平成26年度以降も引き続き事業を継続されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が、平成18年12月公布され、平成22年6月に完全施行されている。また、内閣に設置された多重債務者対策本部は、平成19年4月20日に200万人を超えるとされる多重債務者の救済・支援などの「多重債務問題改善プログラム」を策定し、その中で地方公共団体の窓口での相談体制の確立、ヤミ金融の撲滅などと並び、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。</p> <p>こうした中、当弁護士会は、貴議会議長に対し、「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会において採択されている。また、この請願を受け、熊本県では、平成22年度から消費者向けセーフティネット貸し付けを含む「多重債務者生活再生支援事業」が開始されている。</p> <p>その後も当弁護士会は、継続して要望書を、また昨年度は「多重債務者生活再生支援事業の継続を求める請願書」を貴議会に提出し、本年度の事業の継続につなげている。</p> <p>本事業の事業開始から平成25年3月までの約3年間に、多岐にわたる県民のニーズに対応して、学校進学に係る費用、生活費、租税公課滞納、転居費用等々、296件、約1億4,900万円の貸し付けが行われている。また、貸し付けに加え、債務整理による債務減が、集約のできた平成24年3月までの2年間で、約17億7,126万円にもものぼり、これが県民に対する経済効果として発生しているところである。その中で特筆すべきことは、貸付相談の際あるいはその後の徹底的なフォローアップが実施されていることにより、貸し倒れがほとんどなく、熊本県において、「多重債務問題改善プログラム」に記載されている文字通りの「顔の見える融資」が実現していることである。また、本事業は、多重債務者・生活困窮者の掘り起こしから生活再建までの過程が実現され、多重債務問題の社会的解決を図ることにつながっており、県政にとっても大きな成果であるといえる。</p> <p>本事業は、熊本県消費生活条例の目的である「県民の消費生活の安定及び向上」を図るための事業であり、同条例第38条に定める多重債務問題の改善を図るために必要な事業であるといえる。今後の県政にとって重要度の極めて高い事業であり、次年度以降も、この事業の継続実施を求める。</p>			

